



## 第3回会合における事業者からの主な発言

---

2021年5月18日  
事 務 局

日本国内の法律について今まで対応に困ることもあったとのことだが、貴社はグローバルに事業展開されているので、世界中で同様の問題が起こっていると思う。現在は、全てまとめてカバーできるように規約やポリシーを定めているのか、それとも、利用する国等によって少しずつ異なる内容の規約やポリシーが表示されるようになっているのか、いずれのアプローチで対応されているか。【板倉構成員】

## Facebook

- 同意に関するアプローチについては、同意取得する際に、データポリシー、利用規約等を示し、これらを理解した上でその内容に同意をしていただくという、世界共通の形を取っている。

Facebook外アクティビティについては、FacebookのいいねボタンやFacebookピクセル等により情報収集をしていると理解しているが、その際、Facebookを利用していないユーザーの情報も収集することになると思われる。そのようなユーザーに対する通知や同意に関するお考えをお聞かせいただきたい。【太田構成員】

## Facebook

- Facebookを利用していないユーザーに関しては、当社はプロフィールを構築しない。したがって、Facebookを利用していないユーザーに関しては、当該データを収集していない。

FacebookピクセルやFacebookのカスタムオーディエンスについてもFacebook外アクティビティになると思われるが、それらの広告主がターゲティング用にアップロードした情報に関する情報についても、Facebook外アクティビティとして表示されFacebookが利用する、という理解で正しいか。【太田構成員】

## Facebook

- Facebook外のアクティビティに関するコントロールが設定されており、このコントロールを通じて、FacebookがユーザーのFacebook外のアクティビティについてどのような情報を保有しているか、確認可能である。カスタムオーディエンスに関しては、作成の仕方は存在している。Facebookは、電話番号、メールアドレスは全てハッシュ化された形で受領するため、そのままの形で受領することはない。アップロードされた電話番号、メールアドレスは、ハッシュ化を通じてマッチングされている。

オフFacebookや収集されている情報についてユーザーのコントロールがかなりできるというのはFacebookの素晴らしい機能だと思いが、そもそものデフォルト設定はどうなっているか。透明性を確保するためのプライバシーバイデフォルトに関する取組について教えていただきたい。【小林構成員】

## Facebook

- デフォルト設定については、Facebookのサービスを無料で提供できているのは、パーソナライズド広告ビジネス、そこから得られる収益があるからだと考えている。したがって、オプトアウトの機会を提供していない。一方で、Facebook外のアクティビティや広告の設定という機能を通じて、消費者が自分自身のデータをコントロールする機会を提供している。

Facebookのプラットフォームからデータのダウンロードができる仕組みがあるということだと思うが、実際にFacebookからダウンロードされるのはどのようなデータなのか、ニーズとしてどういうところがあるのか。【石井構成員】

## Facebook

- データは2種類のフォーマットでダウンロードされる。1つは機械の読み取りがより容易であるJSON、もう1つはHTMLフォーマット。このツールによりダウンロードされる類いのデータは、投稿されたもの全て、写真、プロフィール情報、それから友達のリスト等と、その他もある。完全なリストに関しては、ヘルプセンターにあるリストを確認いただける。

Data Transfer Projectは、実際に直接データ移転できるという仕組みで、事業者は規模を問わず参加できるという建前になっていると思うが、現状、大手事業者、大手のプラットフォーマー同士でのデータ移転が可能になるような仕組みになっているのか否か。また、実際にどのようなデータを直接移転したいというユーザーのニーズがあるのか。【石井構成員】

## Facebook

- Data Transfer Projectは、個社と個社の間での直接のデータのやり取りを可能にする仕組みである。参加するに当たっては、参加を希望する事業者自身がエンジニアリング作業を行う必要がある。そしてまた、それぞれの移転するデータの種類に関しても、対応して参加する流れとなる。現実には大手企業間での実施、利用がリードしているが、小規模事業者の参加も実際にスタートしている。

広告表示の設定のところの関心、Facebook外アクティビティの2つに表示されるものは、Facebookが保有しているユーザー情報の全てか。すなわち、広告表示の設定のところの関心については、ユーザーのプロファイリングの結果のようなものだと思うが、Facebookが保有しているデータを全て表示しているか。また、Facebook外アクティビティには、私が閲覧したウェブサイトであって、いいねボタンが設置されているものがないことがあるように思う。Facebookがデータを収集できるようなウェブサイトを私が閲覧したこと全てがフェイスブック外アクティビティに表示されていないのではないか。【森構成員】

## Facebook

- 広告のプリファレンスツールにおける関心に関しては、データに関して一定の要約、サマライズを行っている。これは、ユーザーにとって理解が可能である、使えるようにする、ということを意図している。いくつかの複数のシグナルを、より高い行為のコンセプトにまとめるといったことが、その一環としてなされている。データポイント全てを表示すると、多数のページに渡ってしまうということもあるので、完全性と理解の可能性の両方の間で常に一定の妥協を取らねばならないが、最大限の透明性を確保しながら行うことは、常に課題である。Facebook外のアクティビティに関しては、閲覧されたウェブサイトに関する情報の全てをFacebookが受け取るという形になっているため、ライクがされたか否かに関して、ライクボタンがなくライクをしていなくとも、そのウェブサイトを閲覧した情報はFacebookが受け取ることになっている。Facebookの考え方、意図としては、最大限の透明性を提供したい、それはFacebook外アクティビティに関して、サードパーティーからFacebookが受け取る情報について、最大限の透明性を提供したいというものである。その取組に関しては他社のいずれよりも先進的であると考えているが、常に改善を更に進めているところであり、より詳細が必要ということであれば、さらに深掘りをしていきたいと思う。

規制当局間の重複を避けるべきとのことだが、この意味がよく分からなかった。例えば総務省が通信の秘密を所管して、個人情報保護委員会が個人情報を所管しているところ、個人情報であって通信の秘密に該当するものは、同じ規制を総務省と個人情報保護委員会で作るということは当然ではないかと思うが、そういうことではないのか。意図について教えていただきたい。通信の秘密と個人情報でなくても構わないので、重複の例を1つ挙げていただきたい。【森構成員】

## Facebook

- プライバシーをめぐる規制ないしルールメイキングに当たっては、個人情報保護法という基本法と電気通信事業の基本法である電気通信事業法の2つがカバーされ、その中で重複があってはならない。コンプライアンスするに当たって、もし重複が生まれるようなことがあると、意図しない結果をもたらしかねないという点に懸念を持っている。このワーキンググループでの議論を踏まえて、今後、総務省においては、個人情報に係るガイドラインを改訂していくと承知している。これから作るルールにおいて、重複は避けるべきではないか。

新しいサードパーティークッキー、すなわちFLoCとされているものにおけるIDの粒度（グラニュアリティ）について、どの程度の数のIDを提供しようとしており、各IDにどれくらいのユーザーが含まれるのか。

FLoCでユーザーを振り分ける際にプロファイリングを使うと思うが、間違ったところに振り分けられる可能性もある。その場合、どのようにユーザーからの要求に対応するのか。

ユーザーがFLoCのIDを自分で変更することは可能か。間違ったプロファイリングなど想定していないIDを割り当てられることによる差別のような問題が起きたときに、それを解消するためには、IDをユーザー自らが変更できることが重要である。【佐藤構成員】

## Google

- 具体的にどれくらいのサイズになるかというレンジは未定であるが、我々が提供する製品のユーザーの多様なレンジをFLoCに反映したいと考えているため、何千単位のユーザーのレンジになるものと思われる。
- 現在何とおりかの方法で対応を計画しようと考えている。1点目として、オプトアウトできるようにする。つまり、パーソナライズされた広告の表示を求めないユーザーは、完全にオプトアウトできる。その広告を受け取らないという選択肢を用意することである。あるいは、ユーザーが見たくない広告があった場合には、それを完全にオフにすることができる。これを行うことによって、FLoC側で、違ったものを割り当てていた、この人に合っていない、と学習し、それに合わせて調整を行う。

資料25ページのスライドでは「秘匿化の説明」が重要という説明があったところであるが、どのように説明されているのか。例えばスライドのように100メートルのメッシュをしますというだけでは、個人の特定ができるとは限らないはず（人口密度が低い地域は100メートルは不十分というケースも十分想定される。都心でも時間帯によって人口密度は低くなることもある。）。したがって、秘匿化の処理を方法を具体的に説明されていると信じている。なお、秘匿化処理の方法を公表することにより、個人の特定に繋がりやすいというリスクはあるので公表しないという考え方をもち事業者もあるようであるが、その程度の堅牢性では安全な秘匿化とはいえないはずである。  
【佐藤構成員】

## Agoop

- 前提としてAgoop社の取得するデータのうち、個人情報相当となるものは位置情報のみとなる。広告IDを取得していないため、他アプリやWebとのデータ結合ができない点も安全性を高めるための考慮ポイントとなる。また、弊社が発行するユーザーIDは、Unique Installation IDとなっており、アプリケーションインストール後にアプリ固有のUIIDを発行している（UIID = Unique Installation ID：乱数ID）。アプリを削除した場合には本IDは失効され、再度インストールした際には同端末でも別IDになる。アプリを跨いでのID特定も出来ない仕組みである。
- 上記の観点から、個人特定のリスクは軽減されている状態ではあるが、住宅地に関してはご説明の通り秘匿化処理を実施し安全性を担保している。
- 今後、より安全性を高めるための計画として、人口密度が低い住宅地域のユーザーデータについては削除する（利用しない）処理を追加する予定である。対象地域については、国勢調査の秘匿化対象地域・合算対象地域対象を利用する。
- 社外への説明としては、取得項目に関する説明、データ提供時の秘匿化について説明をしているが、現在の説明にさらに上記の観点も加筆することで、取り組んでいる安全措施の内容がさらにユーザーに理解いただけると思うので、今後加筆を早急に計画する。



秘匿化の処理方法の妥当性については第三者的に評価されているのか（内部評価だけでは、スライドのように秘匿化が安全安心とは言いきれないはず）。その評価結果は公表しているのか。【佐藤構成員】

### Agoop

- 複数の法律事務所と協議、検証済みとなる。（評価結果自体は法律事務所方針もあり公表は予定していない。）前述のとおり、さらなる秘匿化の追加対応も含め、今後も頂いたご意見等を踏まえさらなる安全な取り組みに向けて検討する。

スライド及び口頭説明を伺う限りは秘匿化の対象として移住地に限定しているように見えるが、移住地以外の移動履歴も秘匿化されているか。例えば移動に関わる位置情報では、目的地もプライバシーに関わる情報であったり、個人の特定に繋がりやすい情報といえて、移住地の匿名化だけでは十分とはいえないはず。【佐藤構成員】

### Agoop

- 外部提供時には、住宅地に加え、推定された勤務地周辺の位置情報も秘匿化し提供している。

言葉の問題であるが、資料6ページに位置情報を個人情報相当と定義して、社内では厳密に管理されているという説明をいただいたところであるが、その管理とは個人情報に必要な安全管理措置相当という理解でよいか。たまた管理と利用を違う意味で使う事業者がいるが、御社でいう管理というのは利用も含めて、位置情報は個人情報に相当する利用を制限しているという理解でよいか。【佐藤構成員】

### Agoop

そのとおりで、取得（同意）から利用までの全行程において、個人情報に相当する（個人情報と紐付ける行為や個人を特定する行為等を禁じた）運用・管理を実施している。

ご説明の中で広告IDなどは使っていないということでしたが、どのように端末を識別しているのか。【太田構成員】

### Agoop

- アプリケーションインストール後にアプリ固有のUIIDを発行している（UIID = Unique Installation ID : 乱数ID）。アプリを削除した場合には本IDは失効され、再度インストールした際には同端末でも別IDになる。アプリを跨いでのID特定も出来ない仕組みである。

端末の識別に独自のIDを利用しているのであれば、そのIDを削除するなどの利用者側のコントロールビリティはどうか。【太田構成員】

### Agoop

- 前述のとおり、原則は完全な端末特定は出来ない仕様となっているが、ユーザーから申告があった場合には、UIIDを用いて可能な限り対応をしている。

Agoopの自社アプリ「WalkCoin」では、個別同意を取得しているということであるが（資料P22）、利用規約を見る限り、位置情報の第三者提供について包括同意を取得していると思われるが、個別同意とはどのような意味か。【太田構成員】

### Agoop

位置情報の取得、利用内容、第三者提供の有無等については個別同意（利用規約内ではなく、重要事項を抜粋した個別の同意）を取得している。第三者提供については、人流データの提供先が多岐に渡るため、これまでの回答にあるように秘匿化処理を実施し提供する形での包括表現としている。



Agoop SDKを導入している他社アプリにおいて取得された位置情報もAgoopとして利用されているものと考えられるが、他社アプリの利用者に対して、Agoopとしてどのように同意を取得しているのか。【太田構成員】

## Agoop

Agoopとしては、他社様が弊社SDKを導入する際には、同意や利用規約等での考慮事項をすべてご説明し対応をお願いしている。利用規約については、Agoopが実際に目を通し記載事項についてチェックさせて頂くことも実施している。